

平成27年7月22日

〒530-0001

大阪市北区梅田三丁目3番1号

学校法人モード学園 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0002 名古屋市中区丸の内2-18-22

三博ビル8階

事務局長 外山 孝司

(TEL:052-265-9258、FAX:052-265-9259)

再 申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人の平成27年1月7日付再申入書に対し、ご回答いただきありがとうございました。

さて、貴法人からいただきました平成27年2月7日付回答書をふまえて、別紙のとおり申し入れます。

つきましては、ご検討の上、貴法人の見解や対応につき、平成27年8月25日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴法人のご回答の有無・内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表する場合がありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

第1 申入れの趣旨

- 1 首都医校、大阪医専、名古屋モード学園、東京モード学園、大阪モード学園、HAL東京、HAL名古屋、HAL大阪、HALパリ校において、専願での一般入試、AO入試、推薦入試についても、他の入学者を募集可能な一定の時期までに入学辞退した者に対しては学費を返還するように求めます。
- 2 上記各校の学費返還についての定めをホームページ上に明示するように求めます。
- 3 上記各校の学費返還に関する規定・学則を開示するように求めます。
- 4 名古屋医専のホームページにおいて、学費返還に関する定めを記載し、専願にはAO入試、推薦入試も含むことを明示するように求めます。

第2 申入れの理由

- 1 首都医校、大阪医専、名古屋モード学園、東京モード学園、大阪モード学園、HAL東京、HAL名古屋、HAL大阪、HALパリ校について
 - (1) 貴法人が運営されている上記各校の平成27年3月31日以前のホームページにおいて、「納入後の学費は原則として返金できません。ただし、併願での一般入学の場合、2015年3月31日までに入学辞退・学費返還手続きを行うことができます。入学辞退する場合は入学相談室に連絡ください。」と記載し、併願での一般入学以外の場合の入学辞退者に対し原則として学費の返還を認めないとされていました。

ところが、同年4月1日以降の上記各校のホームページでは、学費返還についての記載が削除されており、当団体において、上記各校の学費返還についての定めを確認することができません。

つきましては、上記各校で、併願での一般入学以外の場合において、入学辞退者に対して学費返還を認めているか否かについて、上記各校における学費返還についての規定・学則を開示した上で、明確にご回答ください。
 - (2) 貴法人が、上記各校において、従来どおり、入学辞退者に対し学費の返還を認めないままにしているとすれば、当団体がこれまで指摘してきたとおり、消費者契約法9条1号に反します。

したがって、当団体から貴法人に対する平成26年8月19日付申入書において申し入れたとおり、専願での一般入試、AO入試、推薦入試についても、一定の時期までに入学辞退した者に対しては学費を返還するよう貴法人の学費返金に関する規定を改正するように求めます。
 - (3) 当団体からの申入れに対し、貴法人は、平成27年2月6日付回答書において「募集活動は各学校判断」「現時点においては継続検討中」であるとのことご回答がありました。

しかし、学費返還についての定めや各校ホームページの記載は、各学校を運営している貴法人が判断すべき事柄であり、かつ、貴法人が責任を負うべき事柄であって、各校が不適切な表示を行っている、ないしは、なすべき表示を行っていない場合は、貴法人において、その誤った表示の訂正ないしは適切な内容の表示を行う義務があります。

つきましては、(2)において申し入れた内容につき、貴法人として申入れに応じるのか否か、理由も含めて、明確にご回答ください。

(4) さらに、貴法人は、平成27年4月1日以降の上記各校のホームページにおいて、学費返還についての記載を削除しており、より一層、貴法人の受験生や入学試験合格者、すなわち、消費者にとって、その利益を害し、不当ないし不適切な状況であるといえます。

つきましては、上記(1)及び(2)の内容を踏まえた学費返還の定めを上記各校のホームページ上でも明示するように求めます。

(5) 以上のとおり申入れますが、これらについて貴法人による明確なご回答がなく、規定・学則のご開示もない場合には、上記各校において、学費を原則として返還しないとの定めのみまでであるとして、訴訟提起を検討しますので、ご承知おきください。

2 名古屋医専について

前述したように、当団体が平成27年4月1日以降、貴法人が運営する上記各校のホームページにおいて、入学辞退者に対する学費の返還についての記載が削除されましたが、名古屋医専のホームページにおいても削除されていました。

しかし、ホームページにおいて、学費返還に関して記載されていないと、入学辞退者は学費が返還されるか否かの判断をすることができず、学費の返還を受ける機会を失う可能性があります。

つきましては、名古屋医専のホームページにおいて、学費返還に関する定めを記載するように求めるとともに、専願にはAO入試、推薦入試も含むことを明言するように求めます。

以上